

告示

埼玉県選管告示第五十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、寄居町選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和八年十月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
寄居町勤労福祉センター	埼玉県大里郡寄居町大字寄居九百四十一番地一	寄居町長	百四十人
寄居駅南口駅前拠点施設	埼玉県大里郡寄居町大字寄居千二百三十一番地十一	アイル・コーポレーション株式会社	五十人
寄居町民ホール	埼玉県大里郡寄居町大字寄居千三百番地	寄居町教育委員会	五百七十二人
カタクリ体育センター	埼玉県大里郡寄居町大字折原千八百五十六番地	寄居町長	六十人
寄居町鉢形財産区会館	埼玉県大里郡寄居町大字鉢形二百十一番地三	寄居町長	三百人